## 1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

## (1)次世代育成に向けた教育及び意識啓発の促進 (2)あらゆる世代における男女共同参画の推進

## <これまでの取組>

#### ○次世代育成に向けた教育及び意識啓発の促進

- ・就学前から男女がともに対等な存在であるという意識の形 成を推進するため、幼稚園の教員等に対して、男女共同参画 の視点を取り入れた研修を行い、遊びの内容や玩具・教材等 の中に性別役割分担意識を助長することがないよう働きかけ た。
- ・ジェンダー平等教育の推進に向け、「小中学校及び府立学 校における男女平等教育指導事例集」やジェンダー平等教育 啓発資材「男女共同参画について考えよう」等の活用を働き かけた。また、校内業務における教職員自身の固定的な性別 役割分担意識の解消に努めた。
- ・子どもの将来の進路への関心や理解を深め、一人の社会 人・職業人として自立する力を育むため、中学生向け「働く 前に知っておくべき7項目」、高校生向け「働く前に知って おくべき13項目」や「採用と人権」を活用したキャリア教育 を推進したほか、生徒・学生などを対象としたライフデザイ ンセミナーを実施した。

## ○あらゆる世代における男女共同参画の推進

- ・男女共同参画に対する正しい理解と認識を深めるため、今 日的課題や社会情勢を反映したトピックを取り上げ、府民等 を対象にした啓発講座等を実施した。
- ・男性にとっても暮らしやすく、家庭や地域に参画しやすい 環境づくりのため、男性相談事業を実施するとともに、男性 の家事・育児参画等をテーマにした啓発講座を実施した。
- ・男女共同参画を推進するための拠点施設であるドーンセン ターにおいて、人材育成・啓発講座等の実施や情報ライブラ リーの運営、「人材情報データベース」の管理運営等を行っ た。

#### く課題> 一次・二次評価より

- ○男女共同参画社会について正しい理解と認識を深め られるよう、あらゆる世代における男女共同参画の意 識啓発が必要である。
- ○「男は仕事、女は家庭」という考え方に同意しない 府民の割合は71.4%と前回調査より改善しているが、 目標値には届いていない。【P2】
- ○ドーンセンターの認知度は36.6%であり、前回調査 より改善したが、依然として低い状況である。【P2】

## (令和6年度「府民意識調査」結果より)

- ・「男女共同参画社会」という用語の認知度は66.2% であった。【問22,P18】
- ・社会全体として「男女が平等である」と思う人の割 合は16.2%であった。また、「男女が平等である」と 回答した割合は「政治の場で」が9.3%と最も低く、次 いで「社会通念・慣習・しきたりなどで」が10.9%で あった。【問1.**P5**】
- ・男性、女性の両方が同じ程度担う方が良いと思う役 割は、回答の多かった順に「老親や病身者の介護・看 護(77.6%)」、「子どもの教育としつけ、学校行事の 参加(76.3%) | 、「日常の家事(炊事、洗濯、掃除 以外の家事全般) (71.9%)」であった。【問5,P7】
- ・「男性が家事、育児、介護、地域活動などに参加す るために必要なこと」は「男女の役割分担についての 社会通念、慣習、しきたりを改めること」が47.0%、 次いで「夫婦、パートナーの間で家事などの分担をす るうように十分話し合うこと」が46.1%となっている。 【問12.P11】

#### く方向性>

#### ○子どもの頃からの男女共同参画理解の促進

- ・無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を与える 「アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)」の解消 に向けた取組が必要である。
- ・子どもの頃から自己選択・自己決定できる力を育むた め、エンパワーメント(※)を促進する必要がある。 ※自ら主体的に行動することによって状況を変える力を つけること。

## ○個性や適性を尊重したキャリア教育の推進

性別にかかわらず、成長の各段階で、個性や適性に応じ た自分らしい進路、生き方を選択する力を育むキャリア 教育を実施する必要がある。

#### ○あらゆる分野における男女共同参画の推進

職場、学校教育の場に加え、政治なども身近なものと捉 えられるよう、あらゆる分野における男女共同参画推進 に向け、意識啓発等に取り組んでいく。

#### O男女共同参画センターの機能強化

男女共同参画社会の推進について、地域・社会の多様な ニーズに応じたセンター運営を行うとともに、関係機関 等と協働して課題解決を行うコーディネーターとしての 機能強化に向けて、取組を進める。

## 2. 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

## (1)方針の立案・決定過程への女性の参画拡大 (2)方針の立案・決定過程への参画に向けた女性の人材育成

### <これまでの取組>

#### ○方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

- ・令和7年度までに、審議会等における女性委員の登用割合を 4割以上6割未満にする目標を設定し、様々な機会を活用して 審議会委員への女性委員登用を働きかけるとともに、女性人材 の情報データベースの充実や活用促進を図った。
- ・企業等における女性の登用促進のため、OSAKA女性活躍推進会議を中心に、経済団体、大学等と協働して取組を進めた。
- ・自主防災リーダー育成研修を通じて、防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画促進や女性の視点を取り入れた災害対策等の取組を推進した。

## ○方針の立案・決定過程への参画に向けた女性の人材育成

- ・働く女性に多様なロールモデルとの交流機会を提供するなど、 企業等における女性人材の育成に取り組んだ。
- ・理工系分野等での女性の人材育成に向け、府立高等職業技術 専門校(技専校)が実施する職業訓練において、ひとり親の優 先枠を設ける等の取組を実施した。

## <課題> 一次評価・二次評価より

- ○国の動きも踏まえ、引き続き、あらゆる分野における女性活躍推進に向けた取組が必要である。
- ○審議会委員の女性割合は少しずつ上昇しているもの の、目標に到達していない。【**P4**】
- 〇令和5年度に実施した職員アンケートによると、「課長級以上に昇任したい」と回答した女性職員の割合が約19%と、男性の約46%に比べて大幅に低い状況。【P4】
- 〇府内企業の女性管理職比率向上に向けた更なる取組 が必要である。【**P4**】
- ○女性消防団員数の割合は目標を下回っている。 【P4】

## (令和6年度「府民意識調査」結果より)

- ・今後女性がもっと増えた方がよいと思う職業は、「国会議員、都道府県議会議員、市(区)町村議会議員」 (57.0%)が最も多く、次いで「都道府県の知事、市 (区)町村長」(54.9%)、「企業の管理職、役員」 (50.8%)となっている。【問2.P5】
- ・以前に比べて、社会で女性が活躍しやすくなっている と思う府民の割合は79.5%で、前回調査の77.2%と比 べて上昇した。【問13,P12】
- ・職場において「男性の方が優遇されている」と感じることは、「管理職への登用」(女性:36.3%、男性:34.2%)が男女とも最も多く、次いで「昇進・昇格」(女性:33.7%、男性:27.0%)となっている。【問14,P12】

#### く方向性>

#### ○府の審議会等への女性登用の促進

各部局への個別働きかけを継続するとともに、人材情報 データベースの拡充及び活用促進を図る。

#### 〇府における女性登用及び人材育成の促進

- ・研修等の場で女性管理職に経験を語ってもらうなど、 昇任意欲の醸成に資する取組みを進めていく。
- ・教職員の管理職への登用について目標を定め、計画的に進める。

## ○企業における女性の管理職登用促進

女性のキャリア開発や管理職等への登用促進等に向け、 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスの 解消に向けた啓発に取り組んでいく。

### ○防災・復興における政策・方針決定過程への女性参画 促進

近年の震災・災害経験を元に、防災・復興における政 策・方針決定過程への女性の参画促進や、女性の視点を 取り入れた災害対策等の推進が必要である。

#### 〇女性起業家の育成・支援

民間の支援機関や大阪産業局など関係機関と連携し、女性起業家の育成・支援を図る。

#### 〇女性デジタル人材、理工系分野等の女性人材の育成

学生が主体的に自らのキャリア形成について考えること に対する女性の意識と機会の創出を図るとともに、デジ タル分野や理工系分野などへの関心・理解を深め、進路 選択につながるよう、取組を進めていく。

## 3. 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進

## (1)職業生活における活躍支援 (2)働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進 (3)男性の家事・育児等への主体的取組の促進

#### くこれまでの取組>

## ○職業生活における活躍支援

- ・女性の就業支援のため、OSAKAしごとフィールドにおいて、 就職・保育所探しに関する相談対応、セミナーの実施や、民間 保育所と連携した就職活動中の一時保育サービスを提供した。
- ・職場におけるハラスメントの防止に向け、啓発冊子を作成し、ホームページでの掲載や関係機関等への配布等を行った。

## ○働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

- ・セミナーやイベント等を通じて、長時間労働の是正や年次有 給休暇の積極的な取得を働きかけ、ワーク・ライフ・バランス の実現、休み方改善を含めた「働き方改革」の気運の醸成を 図った。
- ・「男女いきいき・元気宣言」事業者登録・認証・表彰制度により、先進的な取組を進める事例などに関する情報提供や企業 の取組支援を行った。
- ・子育て世代が仕事と子育てを両立できるよう、ニーズに応じた多様な保育サービスを推進する市町村の取組を支援した。

## 〇男性の家事・育児等への主体的取組の促進

- ・男性も家事・育児等に参画できるよう、長時間労働の是正等 の働き方の見直しや労働時間の短縮などについて、広報・啓発 を行った。
- ・固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男性が家庭や地域 生活へ積極的に参画できるよう、男性の家事・育児等をテーマ にした講座を実施し、意識改革を進めた。

### 〈課題〉 一次評価・二次評価より

- 〇女性の就業率が全国平均を下回っている。【P6】
- ○「男女いきいき・元気宣言」登録事業者数の増加に 向けて、引き続き周知等の取組が必要である。【**P6**】
- 〇共働き世帯の女性の休日の家事時間で最も多かったのは、「3時間~4時間未満」(23.5%)である一方で、共働き世帯の男性の休日の家事時間は「1時間~2時間未満」(29.1%)であった。男性が家事・育児に参画する機会創出に向け、意識啓発や環境づくりなどの一層の取組が必要である。【P7】

## (令和6年度「府民意識調査」結果より)

- ・以前に比べて、社会で女性が活躍しやすくなっていると思う府民の割合は79.5%で、前回調査の77.2%と 比べると上昇した。【問13,P12】
- ・職場の中で「男女が平等である」と思う人は、女性で23.6%、男性で37.2%であり、前回調査と比べて増加している【問1.P5】

<前回>女性:19.3%、男性:27.3%

- ・働く意思のある無職女性が、現在働くことができない理由としては「仕事に必要な知識や能力が備わっているか不安を感じるから」(39.4%)が最も多く、次いで「仕事内容、勤務場所、勤務時間等について条件に合う働き口が見つからないから」(33.3%)となっている。【問16-1,P14】
- ・「男性の育児への参画が以前より進んでいる」と思う府民の割合は66.7%であった。【問13,P12】
- ・「男性が家事、育児、介護、地域活動などに参加するために必要なこと」は「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」が47.0%、次いで「夫婦、パートナーの間で家事などの分担をするうように十分話し合うこと」が46.1%となっている。【問12,P11】

### く方向性>

#### ○女性の就業促進

就職に関する相談対応など、引き続き取組を進める。

#### 〇府における働き方改革の推進

時間外勤務の縮減や年次休暇の取得促進等、柔軟な働き 方の推進等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた 取組を引き続き促進していく。

#### ○企業における多様で柔軟な働き方の推進

育児や介護等、就業に際して制約を受ける男女が増加している状況を踏まえて、長時間労働の是正、両立支援、在宅勤務等、多様で柔軟な働き方へのニーズに対応した職場環境の整備や気運の醸成を図る。

## ○男性の家事・育児等への参画促進

- ・改正育児・介護休業法を踏まえた、男女ともに働きやすい職場環境づくりや育児休業の取得促進等について、 企業への周知・啓発に努める。
- ・男性の意識改革に向けた一層の取組を進める。
- ・府における男性職員の意識改革や育児休業の取得促進 等を通して、男性職員の家事・育児等への参画を引き続 き促進していく。
- ○子育てと仕事の両立に向けた子育て環境の充実・支援 多様な保育サービスの推進、保育人材の確保や質の向上、 待機児童の解消など、「大阪府子ども計画」に基づき、 さらなる取組を進めていく。

# 4. 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備

## (1)女性に対するあらゆる暴力の根絶 (2)様々な困難を抱える人々への支援 (3)生涯を通じた男女の健康支援

## くこれまでの取組>

#### ○女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・「女性に対する暴力をなくす」運動期間等における様々な 啓発活動を実施した。
- ・「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に 関する基本計画」に基づく諸施策を推進した。
- ・女性相談センター等、府内7カ所の施設において配偶者暴力 相談支援センターの機能を果たすとともに、配偶者暴力相談 支援センターの設置に関して、個別訪問等により市町村への 働きかけを行った。
- ・若年層がデートDVの被害者・加害者とならないよう、 「デートDV防止のリーフレット」等を作成、配布するととも に、活用促進に向けた取組を実施した。

#### ○様々な困難を抱える人々への支援

- ・ひとり親家庭の親等の様々な困難におかれた人々の課題を 解決するため、就業や生活面などの自立支援策を総合的に展 開した。
- ・コロナ禍で顕在化した孤独・孤立などの様々な困難・課題を抱える女性が、予約不要で気軽に相談できるスペースを設置し、女性の自立と主体的な生き方をめざすための必要な情報提供やサポートを行ったほか、面接・電話・SNS等での相談対応を行った。

#### ○生涯を通じた男女の健康支援

- ・自らの身体等について正しい理解を深め、性に関する適切な態度や行動の選択ができるよう、学校現場において、発達 段階に応じた「性に関する指導」を実施した。
- ・性と健康の相談センターにおいて、不妊等に関する専門相 談のほか、情報提供を行った。
- ・府民のこころの健康の保持増進を目的に、こころの健康総合センターにおいて、情報提供や調査研究、専門相談等を 行った。

## 〈課題〉 一次評価・二次評価より

〇配偶者・パートナー間での行為を暴力と認識する割合は、「平手で打つ」が82.8%、「友達や身内とのメールチェックをしたり付き合いを制限する」が66.5%、「自由にお金を使わせない、生活費を渡さない、借金を強要する」が80.5%であった。前回調査より認知度は上がってきているものの、引き続きの意識啓発が必要である。【P8】

〇財政面、人材確保、ハード整備等の負担感が大きく、 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が 進んでいない。【**P8**】

○全国と比較して、府民の健康寿命は短く、不健康期間の短縮が課題。【**P9**】

## (令和6年度「府民意識調査」結果より)

- ・配偶者暴力相談支援センターの認知度は横ばいである。 (R1年度:20.0%⇒R6年度:20.3%)【問19-1,P17】
- ・DV被害の経験のある人のうち、「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した人が51.3%であった【問29,P23】。また、性暴力・性犯罪では「どこ(だれ)にも相談しなかった」との回答が73.3%であった。 【問25-1,P20】
- ・DV被害者が被害を「どこ(だれ)にも相談しなかった理由」は「相談するほどのことではないと思ったから」が52.5%、「相談してもむだだと思ったから」が28.1%であった。【問30, P24】
- ・性暴力被害者が被害を「どこ(だれ)にも相談しなかった理由」は「(相談することなどが)恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が45.4%、「どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから」が34.5%であった。【問25-2, P21】
- ・配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等の暴力をなくすために必要な取組は、「法律・制度の制定や見直しを行う」(61.7%)、「被害者のための相談窓口や保護施設を充実させる」(55.9%)、「犯罪の取り締まりを強化する」(55.6%)などとなっている。【問21,P18】
- ・コロナ禍前と現在を比較し、こころや身体に関する健康への不安感が増えたと回答した割合は30.8%であった。【問17-2,P15】

## <方向性>

## <u>○あらゆる暴力をなくすための意識啓発</u>

- ・女性に対する暴力の根絶に向け、更なる啓発に取り組む。
- ・大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、諸施策を推進する。
- ・子どもを性犯罪から守る条例、大阪府青少年健全育成 条例の広報啓発を行うなど、青少年の性被害を未然に防 止する。

#### ○DVや性暴力等被害者の支援体制の充実・強化

- ・配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対して 設置を働きかけ、市町村における**DV**被害者支援の充実・ 強化を図る。
- ・性暴力・性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターを核とした支援体制の充実を図る。

#### ○様々な困難を抱える人々への支援強化

- ・「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に基づき、相談体制の充実や 女性相談支援員の育成等の取組を推進する。
- ・ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境整備に取り組む。

#### ○ライフステージに応じた男女の健康支援

- ・若い世代から働く世代、高齢者まで、男女ともに生涯 にわたって主体的な健康づくりに取り組めるよう、健活 10などの取組を進めていく。
- ・疾患の罹患状況などが男女で異なることに鑑み、女性 の心身の特性やライフステージ等に応じた適切な健康支 援が受けられるよう取組を進める。